

平成26年12月19日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市民自治推進会議
会長 高 野 謙

住民投票制度行政素案について（答申）

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）第30条第2項の規定に基づき、平成26年2月12日付け苫自治第10号で諮問のあった事項について答申する。

答 申 書

平成26年2月12日付け苦自治第10号で諮問のあった住民投票制度行政素案（平成25年9月 苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課 以下「行政素案」という。）について、下記のとおり答申する。

なお、住民投票制度を導入するに当たっては、市民への周知を丁寧に行うよう要望する。

記

1 住民投票に付することができる「市政の重要な課題」について

行政素案では、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、(1)から(5)までについては住民投票に付することができない除外事項とされている。その(1)から(5)までの除外事項のうち、「(1) 市の権限に属さない事項」については、除外事項として置かないことが適切である。

2 住民投票の投票資格について

行政素案では、年齢満18年以上の日本の国籍を有する者又は永住外国人で引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有することを住民投票の投票資格としている。この要件については、行政素案による整理が妥当である。

3 住民投票の請求等について

行政素案では、市民からの請求については投票資格者総数の4分の1以上の者の連署により、議会からの請求については議決事件とすることによる議決により、市長自らの発議については市長自身の判断により住民投票の請求等を行うことができることとしている。この要件については、行政素案による整理が妥当である。

4 成立要件について

住民投票が行われても一定の投票率に達しない場合には開票を行わないという考え方がある。行政素案では、このような成立要件を設けていない。これは、必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容についての結果を公表することにより、市民の知る権利を保障するとともに、住民投票の結果は投票率、賛否の割合等を総合的に判断した中で尊重されることによるものである。このような要件を設けないことについては、行政素案による整理が妥当である。